

法令及び定款に基づくインターネット開示事項

業務の適正を確保するために必要な体制

連 結 注 記 表

個 別 注 記 表

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

西日本旅客鉄道株式会社

業務の適正を確保するために必要な体制、連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款の定めに基づき、当社ホームページ（<http://www.westjr.co.jp/company/ir/stock/meeting/>）に掲載しております。

業務の適正を確保するために必要な体制

(平成28年3月31日現在)

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社長の業務の適正を確保するために必要な体制の整備に係る事項は、次のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営の基本として「企業理念」及び「安全憲章」を制定している。また、その実現に向けてグループ全体（当社及び子会社をいう。以下同じ。）にわたる中期経営計画及び年度の事業運営方針を当社取締役会において決議することにより、グループ全体の目指すべき方向性を共有している。

さらに、企業倫理の確立を図るため、「企業理念」に基づき、行動規範や倫理綱領を定め、役員がこれらを遵守し、率先して「企業理念」を実践することにより、誠実かつ公正な企業行動の基盤となる共通の価値観を醸成しているが、以下の取り組みを通して、事業活動全般において、法令遵守をはじめとして、企業倫理を確立する体制の整備に努める。

① 取締役会の適正な運営

- ・監視・監督に特化する取締役と業務執行も行う取締役（執行役員兼務）を明確に区分し、複数の社外取締役を置くとともに、社外取締役への情報伝達体制を充実する。
- ・原則として毎月1回開催し、経営上重要な事項について審議を行うほか、業務執行状況や企業倫理に関する事項等について、適時、適切に報告を行う。
- ・施策のリスクや中期経営計画における位置付けを明示することなどにより、取締役会の実効性の向上を図る。

上記の取り組みにより、取締役会の適正な意思決定機能及び企業経営の監視・監督機能を強化する。

② 適正な職務の執行の確保

- ・稟議制など牽制機能が働く仕組みとともに各種委員会の設置等を適宜行い、透明性を確保する。
- ・内部監査部門である監査部において、法令・規程の遵守等の観点から、会社の業務全般にわたる監査を実施する。
- ・財務報告に係る内部統制の評価及び監査制度への対応にあたっては、内部監査部門による有効性の評価を通じて、財務報告に係る内部統制の維持、改善を行い、財務報告の正確性と信頼性を確保する。
- ・取締役及び執行役員等の選考基準を明確にし、客観性、透明性を高める。
- ・取締役及び執行役員等については、毎事業年度末に、職務執行に関して不正の行為又は法令等に違反する重大な行為を行っていない旨等の「職務執行確認書」を提出する。
- ・反社会的勢力に対しては、統括部署等の設置及び対応マニュアルの整備を行うとともに、外部の専門機関と緊密な連携を図るなど、毅然とした態度で臨み、関係を排除する。

③ 企業倫理の確立に向けた審議機関の設置及び内部通報制度の充実

- ・社長を委員長とする「企業倫理委員会」を設置し、企業倫理の確立に関する重要な事項について審議・評価を行い、取締役会へ必要な報告を行う。
- ・社内の「倫理相談室」及び外部の弁護士を通報窓口として、法令又は企業倫理上疑義のある行為等について相談を受ける等により、内部通報制度の充実を図る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書管理規程等に従い、各担当部門において適切に作成、保存及び管理を行うとともに、取締役及び監査役は、必要に応じて常時これらを閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

平成17年4月25日、福知山線塚口・尼崎間において、106名のお客様の尊い命を奪い、500名を超えるお客様を負傷させるという、極めて重大な事故を惹き起こしたことを厳粛に受け止め、二度とこのような事故を起こさないという決意のもと、「企業理念」「安全憲章」に基づき、安全で安心・信頼していただける鉄道の構築に向けて取り組むとともに、以下の取り組みにより、事業活動全般において、適正なリスク管理が行われる体制の整備に努める。

- ・平成19年6月に公表された航空・鉄道事故調査委員会の福知山線列車事故に係る調査報告書に示された「建議」「所見」等の指摘に着実に対策を講じる。
- ・平成25年3月に策定した「安全考動計画2017」において掲げた「安全・安定輸送を実現するための弛まぬ努力」「リスクアセスメントのレベルアップ」「安全意識の向上と人命最優先の行動」「安全投資」に重点的に取り組み、安全のレベルを着実に向上していく。
- ・平成18年10月に施行された改正鉄道事業法に基づき制定した「鉄道安全管理規程」のもと、安全管理体制の確立に努める。

このほか、社長を委員長とする「危機管理委員会」において、当社の経営に重大な影響を与える可能性のあるリスク及び危機的事象の洗い出しを行い、重要な対応方針、マニュアルの整備等について審議・決定するほか、大規模災害等の重大な危機発生時における初動体制の迅速な構築、適切な対策の実行に取り組むとともに、リスク管理の仕組みや体制の点検、評価を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・各部門を担当する取締役は、取締役会で決議された中期経営計画及び年度の事業運営方針に基づき、当社における組織・業務執行に関する規程等に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、それぞれの部門の施策等について、部門方針等を策定のうえ、適切な職務の執行に取り組む。

- ・当社は、業務執行上の基本的事項を審議するため、代表取締役及び本社内執行役員等で構成する経営会議を原則として週1回開催するとともに、執行役員制度を導入し、執行役員への権限委譲を行うことで、取締役会の監視・監督機能の強化と意思決定の迅速化を図る。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ全体にわたる中期経営計画を策定し、目指すべき方向性をグループ全体で共有するとともに、社会の一員としての責任を果たすため、コンプライアンス意識の向上、企業倫理の確立等により、以下の体制の整備等を通じて企業集団における業務の適正を確保していく。

① グループ経営の基本的な推進体制

- ・当社にグループ経営を推進するための担当部署を設けるとともに、事業計画をはじめグループ会社における経営上の重要な事項については、当社が定めるグループ会社管理規程等に基づき当社と事前に協議及び事後に報告を行う体制を整備する。
- ・グループ各社の役職員を対象とする各種会議・研修等を定期的に開催し、グループ間相互の情報共有を図る。

② 当社役員等のグループ会社役員への就任

- ・当社の役員等が重要なグループ会社の取締役、監査役に就任し、グループ経営の適法性及び実効性を確保する。

③ グループ全体における企業倫理の確立・リスク管理体制の整備

- ・「企業倫理委員会」での審議等を踏まえ、グループ全体の企業倫理の確立に向けた取り組みの方針を定める。
- ・「危機管理委員会」において、グループ全体のリスク管理の基本的な事項等を定める。
- ・グループ全体のリスク管理を担当する部署を設けるとともに、グループ各社において、委員会の設置や規程の制定等に取り組むことにより、グループ全体の企業倫理の確立及び適正なリスク管理に向けた体制を整備する。
- ・さらに、具体的なグループ全体のリスク管理については、本社内各部、各支社、各グループ会社が主体的に重要リスクを洗い出しのうえ、対策を推進していく体制を整備し、グループ全体のリスク管理を担当する部署が内部監査部門と連携しながら、それぞれの進捗管理及びサポートを行う。

④ 内部通報制度

- ・内部通報制度については、社内外に設置した通報窓口において、グループ会社に係る相談にも対応する。併せて、当該制度のグループ会社への周知の充実に努める。

⑤ グループ会社に対する内部監査の実施

- ・当社における内部監査として、必要によりグループ会社の事業運営に関する法令・規程の遵守状況等を確認する。
- ・「財務報告に係る内部統制の評価」についても、連結ベースでの業務が対象となることから、グループの取り組みとして推進する。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査役に直属する組織として監査役室を設置し、監査役の職務を補助すべき専任の使用人を配置する。
- ・監査役室に所属する使用人は、監査役の指揮命令の下、各部門から独立した立場でその職務を遂行する。
- ・当社は、本使用人の職務遂行に際し、情報提供等の協力体制を整備する。
- ・本使用人は、監査機能の一翼を担う重要な役割を持つことに鑑み、知見・識見を十分に考慮して選任するものとし、人事異動、人事評価に際しては、監査役の意見を尊重した上で決定する。

(7) 当社及び子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・当社監査役又は当社監査役会への報告について、当社の取締役、執行役員及び使用人並びにグループ会社の取締役、執行役員、監査役及び使用人は、重大な事故、法令・定款に違反する行為、当社又はグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実の発生等を速やかに報告する。
- ・内部監査の実施状況、グループ全体からの「倫理相談室」に対する通報等の内容、安全統括管理者補佐の取り組み内容、各部門の業務内容・課題その他監査役又は監査役会が求める事項について、随時乃至定期的に報告する。
- ・報告を行った者の保護に関しては、当社及び各グループ会社の社内規程の整備等により適正に取り扱う。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

- ・監査役監査の実効性確保について、取締役等は、監査役の重要な会議への出席、決裁書類等の重要な書類の閲覧並びに監査役と内部監査部門、会計監査人との連携及び代表取締役等との定期的な意見交換その他監査役の円滑な監査活動に必要な体制を整備する。
- ・監査役が必要に応じ弁護士・監査法人等の外部の専門家に相談することを含め、その職務執行によって生ずる費用は当社が負担する。
- ・当社内の事業所を所管する部門が調整、連携し、現地における往査等を効果的、効率的に実施できるよう努める。
- ・当社常勤監査役とグループ各社の監査役によるグループ監査役連絡会等の定期的開催等に対応しうる、グループ全体の監査役監査体制の充実・強化を図る。

連結注記表

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) (注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 62社

連結子会社は、㈱ジェイアール西日本ホテル開発、㈱ジェイアール西日本伊勢丹、京都駅ビル開発㈱、大阪ターミナルビル㈱、㈱日本旅行、中国ジェイアールバス㈱、㈱ジェイアール西日本デイリリーサービズネット、西日本ジェイアールバス㈱、大鉄工業㈱、J R 西日本不動産開発㈱、㈱J R 西日本コミュニケーションズ、西日本電気システム㈱のほか50社であります。

なお、平成27年4月1日に㈱ジェイアール西日本クリエイトは大阪ステーション開発㈱と合併して消滅しております。また、平成27年4月1日に大阪ステーション開発㈱はJ R 西日本大阪開発㈱に社名を変更しております。

(2) 非連結子会社は、大阪エネルギーサービス㈱等84社であり、その合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社はありません。

(2) 持分法適用の関連会社は、関西高速鉄道㈱、大阪外環状鉄道㈱、広成建設㈱、鉄道情報システム㈱、アジア航測㈱の5社であります。

(3) 非連結子会社84社及び関連会社の㈱奈良良ホテル等13社の当期純損益（持分に見合う額）の合計及び利益剰余金（持分に見合う額）等の合計は、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であるため、持分法の適用範囲から除外しております。

(4) 持分法適用会社のうち、アジア航測㈱の決算日は9月30日であります。同社については、直近の事業年度に係る計算書類を使用しております。その他の持分法適用会社の決算日はすべて3月31日であり、連結決算日と同一であります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、㈱日本旅行の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日はすべて3月31日であり、連結決算日と同一であります。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

主として移動平均法による原価法によっております。

②デリバティブ

時価法によっております。

③たな卸資産

商品

主として売価還元法、最終仕入原価法による原価法によっております。

分譲土地建物

個別法による原価法によっております。

仕掛品

個別法による原価法によっております。

貯蔵品

主として移動平均法による原価法によっております。

なお、貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法によっております。ただし、鉄道事業取替資産については取替法によっております。

②無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、リース物件の所有権が借主に移転するものと認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

④長期前払費用

均等額償却を行っております。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用処理しております。

連結子会社の開業費は、その効果の及ぶ期間にわたって規則的に償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

③ポイント引当金

顧客に付与したポイントの利用に備えるため、当連結会計年度末においてその金額を合理的に見積もることができる将来引換見込額を計上しております。

④環境安全対策引当金

保管するＰＣＢ廃棄物等の処理費用の支出に備えるため、当連結会計年度末における処理費用の見積り額を計上しております。

⑤未引換商品券等引当金

連結子会社において発行している商品券等のうち、発行から一定期間経過後に収益計上したもののについては、将来の引換に備えるため、過去の引換率を基に、当連結会計年度末においてその金額を合理的に見積もることができる将来引換見込額を計上しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約及び通貨スワップについては振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

(6) 退職給付に係る資産及び退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る資産及び退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異、過去勤務費用及び会計基準変更時差異の費用処理方法

会計基準変更時差異については、15年による定額法により費用処理しております。

過去勤務費用については、主として発生年度に全額を一括して処理しております。

数理計算上の差異については、主としてその発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、主としてそれぞれの発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

③小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(7) 工事負担金等の会計処理

鉄道事業における連続立体交差化工事等を行うにあたり、地方公共団体等より工事費の一部として工事負担金等を受けております。これらの工事負担金等は、工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得原価から直接減額しております。

なお、連結損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減額した額を工事負担金等圧縮額として特別損失に計上しております。

(8) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約について工事進行基準を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する工事の当連結会計年度末における進捗度の見積りは、主として原価比例法によっております。

(9) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料金受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(10) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

5. のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、5年間で均等償却しております。

II 会計方針の変更に関する注記

企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項（4）、連結会計基準第44－5項（4）及び事業分離等会計基準第57－4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類及び1株当たり情報に与える影響額は軽微であります。

III 会計上の見積りの変更に関する注記

当連結会計年度において、従来引当計上していたＰＣＢ廃棄物に加え、低濃度ＰＣＢ廃棄物の処理費用についても合理的な見積りが可能となったことから、低濃度ＰＣＢ廃棄物の処理費用等を環境安全対策引当金繰入額として特別損失に計上しております。

これにより、当連結会計年度の税金等調整前当期純利益が12,939百万円減少しております。

Ⅳ 連結貸借対照表等に関する注記

1. 担保提供資産

担保に供している資産

現金及び預金	246百万円
建物及び構築物	15,526百万円
土地	159百万円
投資有価証券	681百万円
差入保証金	17百万円
計	16,631百万円

担保付債務

買掛金	56百万円
1年内返済予定の長期借入金	610百万円
長期借入金	910百万円
計	1,576百万円

なお、このほか旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第61号）附則第7条に基づき、総財産を社債（110,000百万円）の一般担保に供しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 3,245,839百万円
3. 固定資産の取得原価から直接減額された工事負担金等累計額 684,654百万円
4. 保証債務の明細 (単位 百万円)

被 保 証 者	保証金額	被保証債務の内容
大阪外環状鉄道株式会社	8,449	金融機関からの借入金に対する保証予約
三井物産株式会社	759	ブラジル都市旅客鉄道事業に対する保証
非連結子会社（9社）	847	JR券委託販売等に対する保証
提携住宅ローン利用顧客	5,100	提携住宅ローンに対する保証
計	15,156	

5. 社債の債務履行引受契約に係る偶発債務 20,000百万円
6. 福知山線列車事故に関する事項

今後、福知山線列車事故に伴う補償などの支出が見込まれますが、これらについては、現時点では金額等を合理的に見積もることは困難であります。

Ⅴ 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び株式数
普通株式 193,735,000株
2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月23日 定時株主総会	普通 株式	12,592	65	平成27年 3月31日	平成27年 6月24日
平成27年10月30日 取締役会	普通 株式	12,592	65	平成27年 9月30日	平成27年 12月1日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決 議 (予定)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年6月22日 定時株主総会	普通 株式	13,561	利益剰余金	70	平成28年 3月31日	平成28年 6月23日

Ⅵ 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、既存債務の返済資金や設備投資資金等のうちキャッシュ・フローで賄いきれない資金を調達（主に社債及び銀行等からの長期借入金）しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を主として短期社債により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、未収運賃、未収金は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金、預り連絡運賃、預り金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。また、外貨建ての営業債務は為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として海外旅行ツアーに係る外貨建ての営業債務は為替予約を利用してヘッジしております。社債、借入金は、主に既存債務の返済や設備投資に係る資金調達であり、償還日は決算日後、最長で39年後であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。鉄道施設購入長期未払金及び長期未払金は、主に新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律（平成3年法律第45号）に基づき、新幹線鉄道保有機構から譲り受けた新幹線鉄道施設の対価について元利均等半年賦により支払うものであり、支払日は決算日後、最長で35年後であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、金融負債に係る将来の為替相場及び支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした通貨スワップ取引及び金利スワップ取引、及び外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計の方法については、前述の「会計方針に関する事項」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

- ①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理
当社は、社内規程に従い、営業債権について、取引相手ごとに期日及び残高を管理し、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、各社の社内規程に従い、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の連結貸借対照表価額により表わされております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、金融負債に係る将来の為替相場及び支払金利の変動リスクを回避する目的で通貨スワップ取引及び金利スワップ取引を利用しております。その執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に基づき、財務担当部署が行っております。

また、一部の連結子会社は、外貨建ての営業債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として為替予約を利用してヘッジしております。なお、為替相場の状況により、半年を限度として、過去の実績及びツアー予約状況を勘案して海外旅行ツアーに係る予定取引により確実に発生すると見込まれる外貨建営業債務に対する為替予約を行っております。その執行・管理については、取引権限や限度額等を定めた外国為替取引管理規程に基づき、半年ごとに為替会議で基本方針を承認し、これに従い財務担当部署が取引を行い契約先と残高照合等を行っております。これらの管理は、一部の連結子会社の各支店の営業部門の申請に基づき、管理部門が行っており、内部監査部門が定期的にチェックする体制でリスク管理を行っております。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、発行体との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署及びグループ会社からの報告に基づき適時に資金繰計画を作成・更新するなどの方法により流動性リスクを管理しております。また、あらかじめ定めた条件によって資金の利用が可能なコミットメントライン契約を締結し、安定的に手元流動性を確保する手段を確保しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）を参照下さい。）。

（単位 百万円）

	連結貸借 対 照 表 計 上 額	時価	差額
(1) 現 金 及 び 預 金	45,973	45,973	—
(2) 受 取 手 形 及 び 売 掛 金	34,681	34,681	—
(3) 未 収 運 賃	34,794	34,794	—
(4) 未 収 金	58,719	58,719	—
(5) 有価証券及び投資有価証券 関 連 会 社 株 式	2,422	2,760	337
そ の 他 有 価 証 券	48,984	48,984	—
(6) 支 払 手 形 及 び 買 掛 金	(76,782)	(76,782)	—
(7) 短 期 借 入 金	(14,775)	(14,775)	—
(8) 未 払 金	(91,338)	(91,338)	—
(9) 未 払 法 人 税 等	(36,389)	(36,389)	—
(10) 預 り 連 絡 運 賃	(2,238)	(2,238)	—
(11) 預 り 金	(75,557)	(75,557)	—
(12) 社債（1年内償還予定を含む）	(494,979)	(558,221)	(63,241)
(13) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	(368,691)	(395,714)	(27,023)
(14) 鉄道施設購入長期未払金 （鉄道施設購入未払金を含む）	(138,120)	(272,969)	(134,848)
(15) 長期未払金（1年内支払予定を含む）	(64)	(65)	(0)
(16) デ リ バ テ ィ ブ 取 引 ヘッジ会計が適用されているもの	(227)	(227)	—

（※）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 未収運賃並びに(4) 未収金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

有価証券はすべて短期の譲渡性預金であるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又はその将来キャッシュ・フローを国債の利回りに信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(6) 支払手形及び買掛金、(7) 短期借入金、(8) 未払金（一部の未払金は為替予約等の振当処理の対象となっております）、(9) 未払法人税等、(10) 預り連絡運賃並びに(11) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(12) 社債（1年内償還予定を含む）

当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。

(13) 長期借入金(1年内返済予定を含む)及び(15)長期未払金(1年内支払予定を含む)

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入等を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、一部の長期借入金の時価については、通貨スワップ或いは金利スワップの対象とされていることから、当該通貨スワップ或いは金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(14) 鉄道施設購入長期未払金(鉄道施設購入未払金を含む)

鉄道施設購入長期未払金の時価については、法令に基づく金銭債務であって同様の手段での再調達が困難なため、新規に同様の社債を発行した場合に想定される利率で、元利金の合計額を割り引いた現在価値により算定しております。

(16) デリバティブ取引

これらの時価については、取引金融機関から提示された価格等によっております。

ただし、為替予約等の振当処理並びに金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金等と一体として処理されているため、それらの時価は、当該長期借入金等の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品
(単位 百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
投資有価証券	
その他有価証券	
非上場株式	53,140
その他	0

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

VII 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、大阪府その他の地域において、賃貸用のオフィスビルや商業施設(土地を含む)、賃貸住宅等を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位 百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
199,114	423,325

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については「不動産鑑定評価基準」に基づいて計算された金額、その他の物件については、一定の評価額等が適切に市場価格を反映していると考えられるため当該評価額や連結貸借対照表計上額をもって時価としております。

VIII 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 4,534円29銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 443円53銭 |

IX 重要な後発事象に関する注記

社債の発行

当社は平成28年3月16日開催の取締役会の決議に基づき、第43回国内普通社債の発行を平成28年4月14日に決定し、下記の条件で発行いたしました。その概要は次のとおりであります。

- | | |
|----------|--------------------|
| 1. 発行総額 | : 10,000百万円 |
| 2. 発行価額 | : 額面100円につき金100円 |
| 3. 利率 | : 年0.714% |
| 4. 償還期限 | : 平成58年4月20日 |
| 5. 発行年月日 | : 平成28年4月21日 |
| 6. 担保 | : 無担保 |
| 7. 資金の用途 | : 鉄道施設購入長期未払金の返済資金 |

X その他の注記

追加情報

1. 「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」の適用

平成28年3月29日に「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が成立し、平成28年4月1日以降に開始する連結会計年度より法人税率及び地方税率が変更されることとなりました。

これに伴い、平成28年4月1日から平成30年3月31日までに開始する連結会計年度において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率を主に32.26%から30.86%に変更しております。また、平成30年4月1日から開始する連結会計年度以降において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率を主に32.26%から30.62%に変更しております。

これにより、相殺後の繰延税金資産が6,105百万円減少し、法人税等調整額(借方)が6,573百万円増加しております。

2. 新幹線鉄道大規模改修引当金積立計画の承認

当社が所有する山陽新幹線(新大阪～博多間)について、将来にわたる安定輸送の確保のために大規模改修が必要となることが認められ、平成28年3月29日付で、当社は国土交通大臣より全国新幹線鉄道整備法(昭和45年法律第71号)第16条第1項の規定に基づく新幹線鉄道大規模改修引当金積立計画の承認を受けました。

これにより、平成28年度から平成39年度の毎年度は、引当金の積立を行わない場合と比較し、引当金の積立を行うことにより、営業費が毎年4,166百万円の増加となります。その後、平成40年度から平成49年度の毎年度は、引当金の積立を行わない場合と比較し、引当金の取崩しを行うことにより営業費が毎年5,000百万円の減少となります。

個別注記表

（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

②その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、鉄道事業取替資産については取替法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、リース物件の所有権が借主に移転するものと認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4) 長期前払費用

均等額償却を行っております。

3. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(3) ポイント引当金

J－WE S Tカード会員に付与したポイントの利用に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用については、発生年度に全額を一括して処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

(5) 環境安全対策引当金

保管するP C B廃棄物等の処理費用の支出に備えるため、当事業年度末における処理費用の見積り額を計上しております。

5. ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている通貨スワップについては振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

6. 工事負担金等の会計処理

鉄道事業における連続立体交差化工事等を行うにあたり、地方公共団体等より工事費の一部として工事負担金等を受けております。これらの工事負担金等は、工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得原価から直接減額しております。

なお、損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減額した額を工事負担金等圧縮額として特別損失に計上しております。

7. ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料金受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

8. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

II 会計上の見積りの変更に関する注記

当事業年度において、従来引当計上していたP C B廃棄物に加え、低濃度P C B廃棄物の処理費用についても合理的な見積りが可能となったことから、低濃度P C B廃棄物の処理費用等を環境安全対策引当金繰入額として特別損失に計上しております。

これにより、当事業年度の税引前当期純利益が12,939百万円減少しております。

Ⅲ 貸借対照表等に関する注記

1. 担保に供している資産
旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第61号）附則第7条に基づき、総財産を社債（110,000百万円）の一般担保に供しております。
2. 有形固定資産の減価償却累計額 2,948,046百万円
3. 固定資産の取得原価から直接減額された工事負担金等累計額 684,654百万円
4. 事業用固定資産の科目ごとの総額
有形固定資産 1,821,706百万円
土 地 640,338百万円
建 物 162,914百万円
構築物 670,438百万円
車 両 235,948百万円
その他 112,067百万円
無形固定資産 23,000百万円
5. 保証債務の明細 (単位 百万円)
- | 被 保 証 者 | 保証金額 | 被保証債務の内容 |
|------------------|--------|----------------------------|
| 大阪外環状鉄道株式会社 | 8,449 | 金融機関からの借入金に対する保証予約 |
| 京都駅ビル開発株式会社 | 2,909 | |
| 三井物産株式会社 | 759 | ブラジル都市旅客鉄道事業に対する保証 |
| J R西日本宮島フェリー株式会社 | 64 | 鉄道建設・運輸施設整備支援機構への未払金に対する保証 |
| 株式会社ホテルグランヴィア大阪 | 18 | プリペイドカード発行残高に対する保証 |
| 株式会社ホテルグランヴィア広島 | 7 | |
| 計 | 12,208 | |
6. 社債の債務履行引受契約に係る偶発債務 20,000百万円
7. 関係会社に対する長期金銭債権 35,303百万円
8. 関係会社に対する短期金銭債権 66,555百万円
9. 関係会社に対する長期金銭債務 329百万円
10. 関係会社に対する短期金銭債務 276,951百万円
11. 福知山線列車事故に関する事項

今後、福知山線列車事故に伴う補償などの支出が見込まれますが、これらについては、現時点では金額等を合理的に見積もることは困難であります。

Ⅳ 損益計算書に関する注記

1. 営業収益 954,227百万円
2. 営業費
運送営業費及び売上原価 607,150百万円
鉄道事業 606,942百万円
関連事業 207百万円
販売費及び一般管理費 45,583百万円
鉄道事業 36,570百万円
関連事業 9,012百万円
諸税 31,970百万円
減価償却費 132,309百万円

3. 関係会社との取引高
営業収益 40,479百万円
営業費 222,498百万円
営業取引以外の取引高 96,517百万円

Ⅴ 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
普通株式 673株

Ⅵ 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳
賞与引当金 8,363百万円
未払社会保険料 1,257百万円
未払事業税 1,752百万円
退職給付引当金 104,704百万円
環境安全対策引当金 6,480百万円
その他 18,923百万円
繰延税金資産小計 141,482百万円
評価性引当額 △ 6,667百万円
繰延税金資産合計 134,814百万円
2. 繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
その他有価証券評価差額金 △ 1,189百万円
固定資産圧縮積立金 △ 11,152百万円
その他 △ 7百万円
繰延税金負債合計 △ 12,349百万円
3. 繰延税金資産の純額 122,465百万円
4. 法定実効税率変更による影響額

平成28年3月29日に「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が成立し、平成28年4月1日以降に開始する事業年度より法人税率及び地方税率が変更されることとなりました。

これに伴い、平成28年4月1日から平成30年3月31日までに開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率を32.26%から30.86%に変更しております。また、平成30年4月1日から開始する事業年度以降において解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率を32.26%から30.62%に変更しております。

これにより、相殺後の繰延税金資産が6,270百万円減少し、法人税等調整額（借方）が6,334百万円増加しております。

Ⅶ 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 3,438円04銭
2. 1株当たり当期純利益金額 315円50銭

VIII 重要な後発事象に関する注記

社債の発行

当社は平成28年3月16日開催の取締役会の決議に基づき、第43回国内普通社債の発行を平成28年4月14日に決定し、下記の条件で発行いたしました。その概要は次のとおりであります。

1. 発 行 総 額 : 10,000百万円
2. 発 行 価 額 : 額面100円につき金100円
3. 利 率 : 年0.714%
4. 償 還 期 限 : 平成58年4月20日
5. 発 行 年 月 日 : 平成28年4月21日
6. 担 保 : 無担保
7. 資 金 の 使 途 : 鉄道施設購入長期未払金の返済資金

IX その他の注記

新幹線鉄道大規模改修引当金積立計画の承認

当社が所有する山陽新幹線（新大阪～博多間）について、将来にわたる安定輸送の確保のために大規模改修が必要となることが認められ、平成28年3月29日付で、当社は国土交通大臣より全国新幹線鉄道整備法（昭和45年法律第71号）第16条第1項の規定に基づく新幹線鉄道大規模改修引当金積立計画の承認を受けました。

これにより、平成28年度から平成39年度の毎年度は、引当金の積立てを行わない場合と比較し、引当金の積立てを行うことにより、鉄道事業営業費が毎年4,166百万円の増加となります。その後、平成40年度から平成49年度の毎年度は、引当金の積立てを行わない場合と比較し、引当金の取崩しを行うことにより鉄道事業営業費が毎年5,000百万円の減少となります。